

第2章 環境施策の展開 ～ 主要施策 ～

第1節 平成13年度において特に講じた施策

1 循環型経済拠点形成促進事業

21世紀において、本県が持続的に発展し、環境と調和した活力ある社会を築いていくため、平成12年12月に国のエコタウンプランとして承認を受けだびんごエコタウン構想の推進を図りました。

1. びんごエコタウン構想推進委員会の開催

学識経験者・産業界・行政等による委員会を開催し、びんごエコタウン構想に盛り込まれた事業の推進方策や、新たに推進すべき方策について検討しました。

2. 環境関連産業プロジェクトチームの設置

環境関連産業や流通業者等によるプロジェクトチームを設置し、環境関連産業の事業化に向けた支援を行いました。

3. びんごエコタウン実行計画の策定

びんごエコタウン構想の実現及びリサイクル技術や施設の集積に向けた実行計画を策定しました。

2 福山リサイクル発電事業

可燃ごみのRDF（固形燃料）化による高効率発電や熔融スラグの有効活用を行う「福山リサイクル発電施設」の運用開始（平成16年度）に向けて、事業主体である福山リサイクル発電株式会社を中心に環境影響評価作業を実施するとともに、福山リサイクル発電施設の土木工事に着手しました。

3 廃棄物減量化・適正処理推進事業

深刻な社会問題となっている廃棄物問題に対応するため、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））を柱とする廃棄物の減量化を推進するとともに、安全性・信頼性向上のための適正処理を推進しました。

1. 新世紀ごみ減量化推進事業

一般廃棄物の広域処理を行う市町村で構成される県内2ブロックにおいて、新世紀ごみ減量化モデル事業を実施し、減量化目標の設定や実行プランの作成、堆肥化やマイバック運動などの3R事業を実践しました。

2. 廃棄物処理計画策定事業

県の総合的な廃棄物対策のマスタープランとして、廃棄物全般に関する廃棄物処理計画の策定に着手し、県内の廃棄物実態調査等を実施しました。

3. 公共関与廃棄物処分場の整備

廃棄物処理施設の設置をめぐる紛争の多発や廃棄物処理法の規制強化により、廃棄物最終処分場の確保はますます困難となっており、広島地区、福山地区において公共関与による廃棄物処分場の整備を推進しました。

4 地球環境保全の推進

地球的規模の環境問題の中でも、地球温暖化の問題は早急に対策を講じなければならない重要な問題です。このため、地球温暖化対策推進法の円滑な実施を図り、温室効果ガス排出量削減に関する取組等を推進しました。

1. 地球温暖化対策実行計画の推進等

地球温暖化対策を総合的かつ効果的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成12年4月に指定した広島県地球温暖化防止活動センターの活動を支援しました。

また、平成12年3月に策定した「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県が排出する温室効果ガスの排出抑制と職員一人ひとりの省エネルギー・省資源への取組を推進するため、各所属の推進責任者等を対象とした研修会を開催するとともに、点検活動を実施しました。なお、13年度における計画の実績は次表のとおりであり、二酸化炭素の総排出量は基準年度に比べ、4.9%増加しました。

一方、市町村における温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定を支援するため、市町村会議等において計画策定に関する情報提供を行いました。

広島県地球温暖化対策実行計画実績（主要項目）

項目	単位	基準年度 (平成10年度)	平成 12年度	平成13年度		目標値 (平成16年度)	
				基準年度比	基準年度比		
電気使用量の削減	千kWh	93,244	96,432	101,479	108.8	基準年度比 - 5%	
エネルギー 供給設備等 燃料使用量 の削減	重油	千リットル	2,740	2,923	2,869	104.7	基準年度比 - 6%
	灯油	千リットル	1,666	1,785	1,682	101.0	
	LPG	千m ³	218	198	189	86.7	
	都市ガス	千m ³	5,604	3,513	3,393	60.5	
公用車燃料使用量の削減	千リットル	3,181	3,182	3,251	102.2	基準年度比 - 1.0%	
二酸化炭素発生量	t-CO ₂	64,618	66,416	67,759	104.9	基準年度比 - 6%	

注)平成13年度は速報値

県環境対策室調べ

2. 県内二酸化炭素排出量実態調査事業

地球温暖化対策推進法に基づく取組を推進し、適切な対策を講ずるため、広島県の各部門（産業、民生、運輸等）からの二酸化炭素の排出実態を調査しました。

3. 広島県グリーン購入方針の策定

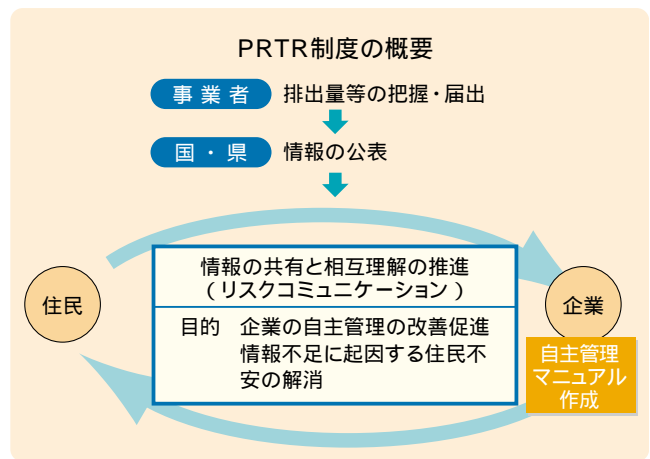
平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、「広島県グリーン購入方針」を策定し、環境にやさしい物品の購入を推進しました。

5 有害化学物質環境リスク低減対策事業

ダイオキシン類及び環境ホルモンについて環境汚染状況調査を行うとともに、有害な化学物質について、環境リスク管理や低減の推進を図るなど、総合的な有害化学物質対策を推進しました。

1. PRTR推進事業

平成14年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づく有害化学物質の排出量等の届出が開始されることから、法の円滑な実施を図るため、制度の普及啓発や事業者への指導（自主管理マニュアル作成等）を行いました。



2. 環境汚染状況調査・排出抑制の推進

(1) 環境汚染状況調査

ダイオキシン類対策特別措置法（平成12年1月15日施行）に基づく常時監視を実施するとともに、環境ホルモンの環境汚染調査により汚染の実態を把握しました。

区分	調査地点	地点数 (H13)	調査対象
ダイオキシン類	廃棄物焼却施設周辺地域	12地点	大気、水質、土壌
	一般環境	12地点	大気、水質、土壌
環境ホルモン	主要河川及び海域	13地点	水質、底質

(2) ダイオキシン類の発生源対策

平成14年12月から現行より厳しいダイオキシン類の排出基準が適用されるため、当該基準が適用される廃棄物焼却施設に対し、早期対応を指導しました。

また、ダイオキシン類対策特別措置法により新たに規制対象となった小型焼却施設や廃棄物処分場等に対し、立入調査を実施するなど発生源対策を強化しました。

ダイオキシン類 排出濃度 行政検査	産業廃棄物焼却施設等(排ガス)	19施設
	廃棄物処分場等(放流水)	6施設

6 瀬戸内海的环境保全・創造対策

瀬戸内海の海域環境を健全な状態に保全・修復し、優れた環境を次代に継承していくため、平成13年3月に策定した「瀬戸内海環境保全・創造プラン」を基に、県民・事業者の自主的・主体的な行動を促進するとともに、環境保全・創造に向けた施策を推進しました。

1. 環境保全・創造プランの推進

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」をPRすることにより、瀬戸内海的环境に関する理解や関心を高めるとともに、今後推進していく関連事業についての理解と協力を得ました。

2. 第5次水質総量規制の推進

平成16年度を目標年次とした第5次水質総量規制に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定についての検討を行いました。

3. 「瀬戸内海的环境の保全に関する広島県計画」の推進

平成12年12月に国の「瀬戸内海環境保全基本計画」が変更されたことを受け、関係府県とも連携しながら、県計画の変更についての検討を行いました。

4. 底質改善技術の調査研究

海生物の浄化機能を利用した底質(ヘドロ)の改善技術について、産業技術総合研究所中国センターと共同で研究を行い、環境修復に関する知見の蓄積を図りました。

5. 瀬戸内海広域連携の推進

沿岸府県市が広域的に連携して瀬戸内海的环境保全・創造に向けた諸施策を行うため「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」に参画し、共通する課題について検討・協議を行いました。

7 自然環境保全の推進

1. 希少野生生物保護管理事業

緊急に保護を要する野生生物の育成・生息環境の保全と保護管理事業を進めるとともに、絶滅のおそれの高いツキノワグマについて、クマの里山定着化を防ぐためにクマレンジャーによる出没地域周辺でのパトロール等を実施しました。

2. 自然公園等整備事業

(1) 中央森林公園拡充整備事業

広島空港周辺のより一層の魅力アップとにぎわいの創出を図るため、自然環境と調和した多目的ホール、コテージ、ガーデン等の施設整備を行いました。

(2) 自然公園等の整備・管理

多様化する県民のニーズに応えるため、より魅力的な空間の創出を目指した野外レクリエーション施設・自然公園施設の整備を行いました。また、適正に管理することにより、優れた自然の風景地を保護し、県民の快適な利用を図り、自然保護に対する理解・認識を深めていきました。

- 恐羅漢牛小屋高原エコロジーキャンプ場(平成13年7月供用開始)

